

砥部町営住宅建替事業に伴う移転等取扱規程

平成17年1月1日

砥部町告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び砥部町営住宅管理条例(平成17年砥部町条例第146号)に基づき、町営住宅建替事業実施のために、建替前の町営住宅(以下「旧町営住宅」という。)の入居者又は再入居のために他の住宅(以下「仮住宅」という。)に入居している者が、町長の指示するところに従い住宅を移転するに際し、その移転に必要な移転料、仮住宅及び建替後の町営住宅(以下「新町営住宅」という。)の家賃等について必要な事項を定めるものとする。

(移転料交付対象者)

第2条 移転料の交付を受けることができる者は、町営住宅の建替計画(以下「建替計画」という。)に基づき、町長の指示するところに従い移転を完了した入居者又は移転を決定した入居者とする。

(移転料の額)

第3条 移転料は、別表に定めるところにより算出した額とする。

2 前項の規定により算出した移転料が著しく実情に合わない認められる場合又はその他特別な移転料が必要であると町長が認めた場合には、四国地区用地対策連絡協議会の定める基準に基づき算出した額を加えることができる。

(移転料請求手続)

第4条 建替計画に基づき移転を承諾した者は、移転承諾書(様式第1号)を、移転を完了した者は移転料請求書(様式第2号)及び移転完了届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(移転料の支払)

第5条 町長は、前条の規定により移転料の請求があったときは、移転の事実を確認の上、第3条に定めるところにより移転料を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず移転完了前においても、特に町長が必要と認めた場合は、移転料の全額を支払うことができるものとする。

(仮住宅の入居期間)

第6条 町営住宅を仮住居とする場合の入居期間は、旧町営住宅の立退日から新町営住宅の入居許可日までとする。

(仮住宅の明渡し)

第7条 前条に定める入居期間が終了したときは、入居者は仮住宅を明け渡さなければならない。ただし、特に町長が認めた場合は、この限りでない。

(仮住宅の入居期間中の家賃)

第8条 町営住宅を仮住居として入居する者の家賃は、旧町営住宅の家賃とする。ただし、仮住居として入居する町営住宅の家賃が旧町営住宅の家賃より低い場合は、その額とする。

(民間住宅借上費の補償)

第9条 町長は、再入居予定者が新町営住宅に入居するまでの間、他の町営住宅に仮入居することが困難と認められる場合であって、民間住宅へ仮入居したときは、当該民間住宅の借上費(以下「民間住宅借上費」という。)の一部を補償するものとする。

(補償期間)

第10条 前条に規定する民間住宅借上費の補償期間は、旧町営住宅の立退日から新町営住宅への入居の許可日までとする。

(補償額)

第11条 民間住宅借上費の補償額は、当該民間住宅の家賃の額(共益費、管理費、駐車料金等を除く。以下同じ。)から旧町営住宅の家賃の額を差し引いた額とする。ただし、当該差し引いた額が当該民間住宅借上費の補償に係る国の補償対象限度額を超える場合にあっては、当該補償対象限度額とする。

(補償の手続)

第12条 再入居予定者は、民間住宅借上費の補償を受けようとするときは、民間住宅借上費補償金交付申請書(様式第4号)に当該民間住宅の賃貸借契約書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補償金の交付を決定し、民間住宅借上費補償金交付決定書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(補償金の請求)

第13条 再入居予定者は、前条第2項に定める民間住宅借上費補償金交付決定の通知を受けた後、補償金請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(補償金の交付)

第14条 民間住宅借上費の補償金は、再入居予定者の請求に基づき毎月1月分ずつ交付する。ただし、町長は、特別な事情があると認めるときは、2月分以上を併せて交付することができる。

(補償の打切り)

第15条 町長は、民間住宅借上費の補償を受けた再入居予定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補償金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 補償金交付の条件に違反したとき。

(3) 不正な方法により補償金の交付を受けたとき。

(建替後の家賃の減額及び期間)

第16条 町長は、仮住宅に入居した者で、新町営住宅に再入居し、又は平成5年度以降に建設された町営住宅に居住することとなった者に対し、その住宅の家賃を減額するものとする。

2 前項の規定による新町営住宅の家賃の額及びその期間は、次に定めるところによる。ただし、入居許可日がその月の1日の場合は当月から、2日以降の場合は翌月からとする。

(1) 入居許可日から1年間 建替後家賃 $-5/6 \times$ (建替後家賃 $-$ 建替前家賃)

(2) 入居許可日から1年を超え2年目まで 建替後家賃 $-4/6 \times$ (建替後家賃 $-$ 建替前家賃)

(3) 入居許可日から2年を超え3年目まで 建替後家賃 $-3/6 \times$ (建替後家賃 $-$ 建替前家賃)

(4) 入居許可日から3年を超え4年目まで 建替後家賃 $-2/6 \times$ (建替後家賃 $-$ 建替前家賃)

(5) 入居許可日から4年を超え5年目まで 建替後家賃 $-1/6 \times$ (建替後家賃 $-$ 建替前家賃)

(6) 入居許可日から6年目以降 建替後家賃

(敷金及び収入超過者に対する家賃)

第17条 敷金及び収入超過者に対する家賃は、砥部町営住宅管理条例第18条及び第30条の規定を運用する。

2 前条の規定は、敷金についてこれを準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の町営住宅建替事業に伴う移転等取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

補償項目	算出根拠	仮入居	再入居
屋内動産移転料	動産移転料単価表「屋内動産」の編に定める額に台数を乗じた額	2t 1台 4t 1台	2t 1台 4t 1台
仮住居等補償	仮住居等補償及び借家人補償算定要領の額	左の定める額	—
移転先選定費	交通費及び日当補償額表の「移転先選定」の編に定める額に日数を乗じた額	左の定める額 移転先選定費補償 日数表による	—
移転雑費	1 交通費及び日当補償額表の「移転(引越)交通費・日当」及び「法令上の手続費」の編に定める額 2 転居通知費及び引越挨拶費補償額表に定める額	左の定める額	左の定める額

様式第 1 号(第 4 条関係)

移 転 承 諾 書

年 月 日

砥部町長 様

住 所 砥部町 番地
町営住宅 団地第 号
氏 名 氏 名 印

町営住宅 団地建替えに伴う移転を次のとおり承諾します。

移 転 先	砥部町 番地 町営住宅 団地第 号
移 転 期 限	年 月 日
移 転 料	一金 円
移 転 条 件	1 家賃及び移転料については、砥部町営住宅管理条例及び砥部町営住宅建替事業に伴う移転等取扱規程による。 2 移転期限までに撤去しなかった増築物件、庭木等については、町において撤去処分をしても異議ありません。 3 上記移転先は、仮住居とする。

様式第 2 号(第 4 条関係)

移 転 料 請 求 書	
一金	円
ただし、町営住宅	
団地建替えに伴う移転補償金	
補償金の内訳	
上記金額を請求いたします。	
年 月 日	
住 所 砥部町	
町営住宅 団地第	
氏 名	
番地 号	
⑩	
砥部町長	
様	

振 込 先			
預 金 種 類		口 座 番 号	
口 座 名			
住 所			

様式第3号(第4条関係)

移 転 完 了 届

年 月 日

砥部町長 様

住 所 砥部町 番地
町営住宅 団地第 号
氏 名 (印)

町営住宅 団地建替えに伴う移転を次のとおり完了しました。

移 転 日	年 月 日
移 転 確 認 事 項	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 家賃
確 認	

※ 確認事項について手続終了のものには、レを記入してください

様式第4号(第12条関係)

民間住宅借上費補償金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

住 所 砥部町 番地
町営住宅 団地第 号
氏 名 (印)

町営住宅 団地建替事業に伴い仮住居とする民間住宅の借上げに要する費用について、補償金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

仮住居をする(している)民間住宅の家賃又は標準家賃	円/月
仮住居前に入居していた町営住宅の家賃	
仮住居とする住宅の所在地及び名称	
交 付 申 請 額	円/月
補 償 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(団地入居許可日)
備 考	

添付書類

- 1 民間住宅の賃貸契約書の写

様式第 5 号(第 12 条関係)

民間住宅借上費補償金交付決定書

年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けで交付申請のあった、町営住宅 団地建替えに伴う
民間住宅借上費補償金を次のとおり交付する。

交 付 の 対 象	
交 付 決 定 額	
交 付 の 条 件	敷金、権利金、礼金及び共益費(駐車場料金)等は、補償の対象とはしない。

様式第 6 号(第 13 条関係)

補 償 金 請 求 書			
一金	円	ただし、町営住宅	
		団地建替えに伴う民間住宅借上費補償金	
補償金の内訳			
上記金額を請求いたします。			
年 月 日			
		住 所	砥部町
		町営住宅	番地
		氏 名	団地第 号
		⑩	
砥部町長		様	

振 込 先			
預 金 種 類		口 座 番 号	
口 座 名			
住 所			